

第5回八街市農業委員会総会

平成24年5月21日

八街市農業委員会

平成24年第5回農業委員会総会

平成24年5月21日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄 | 15. 井口政直 |
| 2. 立崎義久 | 9. 岩品要助 | 16. 中川利夫 |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基 |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀 | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄 | 12. 小山優一 | 19. 関端 旭 |
| 6. 内藤富夫 | 13. 飛田育男 | 20. 菅野喜男 |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山哲信 | 21. 三須裕司 |
| | | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	菅沼邦夫	主査補	山浦美江子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地競売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
議案第7号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定について
議案第8号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について

○藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○川野会長

平成24年度第5回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、朝から金環日食ですか、各地で見られるというすばらしい朝のスタートでございました。皆さんも恐らく雲のすき間から見たことと思いますけれども、このNHKの放送の中で932年前に見えた。これが2回目というような放送をやっておりましたけれども、やはり全国的に太平洋側で見えたというのは、数が少ないんだそうでございます。こういう意義のある一日、今日でございました。皆さんにおかれましても、これからも農業委員会のために力を尽くしていただきたい。あくまで事務指針をよく勉強して、それで、まだ、この期が始まったばかりでございますけれども、最後まで、ひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で8件、計画変更承認申請1件、農地競売買受適格者証明1件、農用地利用集積計画の承認5件、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定について、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、農地法施行規則第32条の規定による届出2件、合わせまして総件数で19件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、あいさついたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

○藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

4月26日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、三須副会長、立崎委員、関口委員出席のもと実施いたしました。

5月2日、水曜日。午後3時から農家組合連合会会長会議が市の総合保健福祉センター大会議室で開催されまして、私と菅沼主査が出席しております。

5月8日、火曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、鈴木部長、武藤委員、小山委員出席のもと実施いたしました。

5月15日、火曜日。午後1時30分から部会の現地調査。

同じく5月17日、木曜日。午後1時30分から部会の面接調査ということで、出席委員、三須副会長、関端部長、林副部長、宮部委員、瀬山委員、井口委員、石井委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号21番の三須副会長、1番の森委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番についてご説明いたします。

番号1、区分賃貸借、所在八街字立合松北、地目畑、面積5千15平方メートル。権利者事由、新規で農地を借りて農業経営を始めたい。新規就農者でございます。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため、貸し付けたい。

番号2、区分売買、所在滝台字丹尾台、地目畑、面積1千983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7千615平方メートル。権利者事由、農地を取得し、経営規模を拡大したい。義務者事由、高齢のため、農業経営の規模を縮小したい。

番号3、区分売買、所在沖字中沖、地目畑、面積696平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1千382平方メートル。権利者事由、農地を取得し、経営規模を拡大したい。義務者事由、農業経営者がいないため、農業経営の規模を縮小したい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、鈴木部長、お願いします。

○鈴木部長

議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果を報告いたします。

申請地について、位置は市役所から北へ約5キロメートル行きまして、市道に接道されている畑で、現況はよく耕作されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター4台、耕運機2台、チョッパー2台。労働力は権利者及び世帯員が4人です。年間従事日数は権利者が250日、世帯員が150日。技術力もあり、面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしております。現在所有する農地は、すべて効率的に耕作しております。過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は大根を作付けする予定であり、通作距離は自宅から約2キロメートル、車で約5分ということで、新規就農ですけれども、会社経営もやっております。農作物の買い入れと販売をしております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、報告を終わります。

○川野会長

2番、関口委員、お願いいたします。

○関口委員

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

まず、申請地ですが、位置は市役所より南へ約10キロメートル。境界は石杭にて確保されております。現状は既に一部植木が植えてありました。進入路は市道に接続し、確保されております。

農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについての報告をいたします。

権利者の所有している主な農機具は、4トンユニック2台、2トンユニック2台、ユンボ5台、トラクター1台です。労働力は権利者及び世帯員3名で、常時雇用者が1名です。年間農作業従事日数は権利者が280日、世帯員が平均で280日、常時雇用者が250日です。

また、技術力もあり、面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地は、すべて効率的に耕作しており、過去3年間に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項としては、営農計画として植木を植える予定だそうです。主に種目はマキとサルスベリだそうです。

通作距離は自宅から申請地まで約12キロメートル。車で30分とのことです。

以上の内容から権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業を常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、報告を終わります。

○川野会長

3番について、林委員、お願いいたします。

○林委員

議案第1号3番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

今回の申請は、平成22年5月に農地法第3条の許可により取得した農地の隣接地を再び義

務者の要望により取得しようとするものです。

申請地につきましては、市役所より南へ約8キロメートル地点に位置し、市道に接続しております。現況は耕作はされておらず、きれいに耕されております。境界につきましては、コンクリート杭により確保されております。

進入路につきましては、権利者の農地より進入する。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は耕運機1台、トラクター1台、トラック1台で、農業形態は植木農家です。労働力は権利者及び世帯員が4名で、常時雇用者はございません。

年間農作業従事日数は権利者が190日、世帯員が100日、雇用者はございません。

また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

平成22年5月に取得した隣接地は営農計画どおり、一部植木が植栽され、その他も適切に管理されており、市外で所有している農地もすべて効率的に利用し、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はないということです。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は荒墾、白墾を作付けする予定であります。通作距離につきましては、自宅から申請地まで約16キロメートル、車で約25分ということでございます。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての4番から5番を議題といたします。

この案件は、森委員に関連しますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により森委員の退席を求めます。

(森委員退席)

○川野会長

この案件については、部会案件で、農政部会第1班に担当していただきました。

班長の林副部長から説明をお願いいたします。

○林副部長

それでは、議案第1号4番、5番について調査結果をご報告いたします。

4番、5番、関連でございますので、あわせてご報告申し上げます。

まず、4番、区分売買、所在沖字西沖、地目畑、面積2千306平方メートル。権利者事由でございますが、新規で農業経営を始めたい。新規就農者でございます。義務者事由につきましては、経済的な理由で売却したい。

次に5番、区分使用貸借、所在山田台字宮ノ原、地目雑種地現況畑、面積998平方メートルほか3筆で計3千141平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。これは4番と同じでございます。義務者事由につきましては、権利者からの依頼により農地を貸し付けるということでございます。

5月17日、木曜日、午後1時半より市役所第5会議室において面接聞き取り調査を行いました。

当日は農政第1班ほか関端部長、三須副会長、山内主査補、麻生主査補及び権利者本人に出席いただきました。

農業経営を始めようとした理由とは何かということでございますが、8年前からやみで畑を借りて農業をしていた。もうすぐ定年退職になるためということでございます。

当該農地を選定した理由といたしまして、沖地先の農地につきましても、農業地域で価格が安いということでございます。

山田台地先の農地につきましても、取得する沖地先の農地から近く、義務者からトラクターが借りられるためということでございます。

農業経営の計画につきましては専業農家。一応、規模は小さいんですけども、専業農家ということでございます。農業機械等の所有状況でございますが、耕運機1台、軽トラック1台、

農機具ほか一式そろっているということでございます。トラクターにつきましては、安いものがあつたら購入を検討しているということでございます。当面は義務者から借りることを予定しているということでございます。

保管場所につきましては、富里市の自宅の倉庫。農作業従事者につきましては、世帯員が2名、労力は2名でございます。雇用につきましては、今のところ予定はないということでございます。

年間作業従事日数につきましては、権利者が300日、家族が300日、雇用は予定していないということでございます。

農業知識につきましては、8年間農地を借りて農家の指導を受けていたので、ある程度は知識はあると自分は思っているということでございます。

申請地の営農計画についてでございますが、住居から申請地までの距離、時間等につきましては、約16キロメートルから17キロメートル、車で時間にして30分から35分ということでございます。

農地の復元または作付計画でございますが、沖地先の農地の復元計画につきましては、トラクターで耕運し、雑草を取り、麦をまいて肥料にして復元する。作付けにつきましては、ヤーコンを栽培する予定ということでございます。

山田台地先の農地につきましては、作付計画につきましては里芋、落花生、ニンジン等を栽培する予定ということでございます。

出荷先につきましては、ヤーコンは直売、ニンジンなどはJAに販売する予定ということでございます。

その他、参考事項でございますが、直売所についてはどのようにするか、ただいま検討中ということでございます。現在は不動産業を行っているが、妻が主になって行うことができる。やみで借りている農地は返却する予定だということでございます。

また、今回購入される土地が若干道路より低いんですけども、農地に土を入れる場合は事前に農業委員会に相談いたしますということでございまして、以上のことから何ら問題ないものと判断いたしまして、農政1班といたしまして許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号4番、5番は関連ですので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番、5番については、許可相当で決定いたします。
森委員の着席を許します。

(森委員着席)

○川野会長

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字長岡、地目畑、面積336平方メートル。目的、長屋住宅1棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。

番号2、所在八街字新氷川小路、地目畑、面積9千45平方メートルのうち51.26平方メートル。目的、進入路用地。転用事由、現在、居住している専用住宅の建て替えに伴い、建築基準法上の要件を満たす道路がないため、当該申請地を進入路として利用したい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、内藤委員、お願いいたします。

○内藤委員

それでは、議案第2号1番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から北西へ約300メートルに位置し、開発道路に面しており、進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域に隣接した宅地化の状況にある農地ですので、事務指針の29ページの5のAのBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は長屋住宅用地ということでございますが、申請面積は336平方メートルであり、面積妥当と思われまます。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接する農地は権利者の所有地で、土地改良受益地でもありません。

権利者はJR榎戸駅からの近さを活かし、既にアパート経営を行っており、今回もう1棟建築したいとの理由もあり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

続いて、2番、立崎委員、お願いいたします。

○立崎委員

それでは、議案第2号2番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より北西に約800メートルに位置し、公衆道路に面しており、進入路は確保されています。

次に、一般基準ですが、申請面積と既存の宅地を合わせて423.46平方メートルであり、面積妥当です。

申請理由ですが、住んでいる家が老朽のため、専用住宅の建て替えを検討したところ、現在の宅地の進入路では建築基準法上の接道条件を満たさないため、本申請をしました。

造成計画は申請地内の切土で整地するため、土砂の搬入は行わない。用水は井戸、雨水は浸透枡、汚水・雑排水は市の污水管に接続します。農業用排水施設はありません。日照・通風の影響はありません。

隣接農地はすべて申請者のものです。

以上のことから何ら問題ないと思います。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在朝日字松里、地目畑、面積376平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地、継承者の目的、専用住宅用地。継承事由、現在居住している住居が手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し移住したい。

なお、本件は議案第4号1番に関連しております。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、この案件は議案第4号1番と関連していますので、あわせて報告願います。

1番、小山委員、お願いいたします。

○小山委員

議案第3号1番及び議案第4号1番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より北東へ約1.5キロメートルに位置し、接道条件は市道に面しております。資金については自己資金及び借入金にて賄う計画です。

農地性ですが、事務指針29ページ⑤のBに該当する第2種農地となっております。

申請地に対する隣接農地はありません。

また、被害防除ですが、ブロック積みを施工するため、土砂の流出等はありません。雨水は浸透枘、汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、蒸発散装置にて処理します。

権利者は、現在借家に住んでいますが、申請地を購入し、専用住宅を新築し、永住したいとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準に問題ないものと思われま

す。以上、報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在朝日字松里、地目畑、面積376平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在居住している住居が手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し移住したい。

なお、本件は議案第3号1番に関連しております。

以上です。

○川野会長

地元委員の調査は先ほど説明済みですので、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第5号、農地競売買受適格者証明の交付について、農地法第3条を議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第5号、農地競売買受適格者証明の交付、農地法第3条についてご説明いたします。

番号1、所在朝日字梅里、地目畑、面積295平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積818平方メートル。申請者事由、経営規模拡大のため、当該農地を取得したい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、小山委員、お願いいたします。

○小山委員

議案第5号1番、農地法第3条による農地競売買受適格者証明の交付についての調査報告をします。

申請地は、JR八街駅から北東方向へ約2.3キロメートル、境界は、境界杭で確定しています。現況は耕作放棄地で荒れています。進入路は、公道に面しており確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

申請者の所有している主な農機具は、トラック1台、トラクター1台、耕運機3台です。

労働力は、申請者及び世帯員が4名、常時雇用者はありません。年間の農作業従事日数は申請者が200日、世帯員平均で143日であります。

現在所有する農地は、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はないということです。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

申請者の自宅から申請地まで、約2キロメートル、車で5分です。

現在、耕作放棄地で荒れていますが、申請者は以前、土木関係の仕事をしていたので、重機

も扱えることから、農地復元は容易にできるとのことであり、農地へ復元した後はサツマイモを作付けするということでもあります。

また、販売先は自営の直売所で販売するそうです。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

ただいまご審議いただきました案件についてですが、今後、農地法第3条の規定に基づく本申請が提出された場合に、今回の内容と相違ない場合は、総会に諮らずに会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○川野会長

ただいま事務局の説明どおり、今後の事務処理について変更がない場合は、会長専決による許可でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○川野会長

異議なしということでございますので、変更ない場合は、会長専決として処理いたします。

会議中ですが、ここで、10分間の休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時25分

○川野会長

会議を再開いたします。

続きまして、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件は、平成24年5月15日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在用草字天神山、地目畑、面積1千37平方メートル。利用権の種類、賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号2、所在文違字文違野、地目畑、面積5千150平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積1万1千499平方メートル。利用権の種類、賃貸借。期間5年、再設定です。

番号3、所在文違字文違野、地目畑、面積152平方メートル。利用権種類、使用貸借。期間5年、再設定です。

番号4、所在山田台字宮ノ原、地目畑、面積1千983平方メートル。利用権の種類、使用貸借。期間5年、本件は新規です。

番号5、所在沖字中沖、地目畑、面積1千983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積5千833平方メートル。利用権・種類、使用貸借。期間3年、同じく新規でございます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。
次に、4番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。
次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。
次に、議案第7号、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定についてを議題といたします。
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第7号、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定についてご説明いたします。

お手元の議案第7号の資料をごらんください。

この活動の点検・評価につきましては、本年3月19日に開催された第3回定例総会におきましてご承認を受けた平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の評価について、本年3月26日から4月24日までの30日間を地域農業者等からの意見及び要望等の期間募集として設定し、本市ホームページに掲載し、意見の募集等を行いました。しかし、意見応募がございませんでしたので、資料6枚目の(5)の地域の農業者等からの意見等の欄には意見なしと記載いたしました。

また、評価項目につきましては、第3回総会で承認していただいた原案を変更することなく意見といたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第7号については、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、議案第7号については、認定することに決定いたします。

次に、議案第8号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第8号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてご説明いたします。

お手元の議案第8号の資料をごらんください。

本件の活動計画につきましても、ただいまご説明いたしました議案第7号、活動の点検・評価のご承認と同様に、第3回総会で案についてご承認をいただき、同じく3月26日から4月24日までの30日間、意見募集を行いました。意見の応募がございませんでした。しいて、本案件につきましても、3月総会でご承認をいただきました活動計画の原案を意見といたしました。

以上です。よろしくお願ひします。

○川野会長

説明が終わりましたので、質問がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第8号につきましては、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、議案第8号については、承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出についてご報告いたします。

番号1、所在砂字瀬田入、地目畑、面積8千521平方メートルのうち199.90平方メートル。目的、農業用倉庫2棟。事業内容、農業用倉庫2棟用地として利用したい。

番号2、所在砂字掘込、地目畑、面積595平方メートルのうち199.90平方メートル。目的、農業用倉庫2棟。事業内容、農業用倉庫2棟用地として利用したい。

以上です。

○川野会長

報告事項ですので、事務局の説明を持ってご了承ください。

以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○藤崎事務局長

閉会を宣す。（午後4時37分）

議事録署名人

議 長

2 1 番

1 番